

## 那覇家庭裁判所委員会議事概要

### 第1 開催日時

平成26年3月11日（火）午後1時30分～午後3時30分

### 第2 開催場所

那覇家庭裁判所大会議室

### 第3 出席者

（委員）

河野龍三、進藤光慶、武富和彦、鶴岡稔彦、照屋俊幸、宮里マチ子（五十音順、敬称略）

（説明補助者）

廣重事務局長、中川首席家裁調査官、入演首席書記官、布柴次席家裁調査官、江頭次席家裁調査官、粟村事務局次長

（庶務担当）

渡嘉敷総務課長

### 第4 議事

（発言者の略記=◎：委員長、○：委員（裁判所委員は□）、■：説明補助者）

1 開会宣言

2 新任委員の紹介（進藤光慶、鶴岡稔彦、宮里マチ子）

3 委員長の選出（鶴岡稔彦）

4 委員長あいさつ（鶴岡稔彦）

5 委員長代理選出（進藤光慶）

6 意見交換

（1） テーマ1 「離婚調停と子供の意思の尊重について」

ア テーマの趣旨説明

テーマを提出した委員から次のとおり趣旨説明がなされた。

○ 沖縄県は、離婚率が高いといわれているが、離婚調停においては、これ

に併せて、親権者指定、子の養育費、面会交流、財産分与、慰謝料等の申立がなされることが多い。争点の中心が財産分与や慰謝料にあると、金銭的な面の話し合いに長い時間を要する場合がある。このような調停では、どのような手順で、調停手続に子の意思を反映させていくのか。

また、最近は、調停の際に、当事者双方が同席することがあるようだが、これが、争点について共通理解を図る上で、何らかの糸口になるのではないか。

#### イ 裁判所側の説明

家事事件手続法に基づく調停委員会による子の意思の把握・考慮や家裁調査官による子の調査の実情について説明

#### ウ 説明後の意見交換

◎ ただ今、裁判所から、子の利益を最優先すること、子の意思を尊重することなどの説明があったが、裁判官の立場から、面会交流や同席説明の運用について説明いただきたい。

□ 离婚調停の申立の際は、離婚だけでなく、子の監護に関する事項や面会交流に関する事項を求めることがあり、そのような場合には、子の意思の把握に努めている。離婚調停の中で面会交流の話が出た場合に、財産分与等の調整で調停が長引くようであれば、先に面会交流を実施することを勧めることもある。また、必要に応じて、面会交流を独立の調停事件として申立てはどうかと働きかけることもある。

当事者双方同席による手続説明は、手続の透明性を高めること、当事者が調停に主体的に関わることにつながり、有益であると考えている。同席説明は、期日の冒頭と終了時に行うことが多く、当事者双方の認識の確認をしている。

◎ 子の意思の把握・考慮について、調停委員の立場からはどうか。

○ 子の意思の把握・考慮について、これまでの調停では、子どもの意思是

蚊帳の外という印象があったが、私としては、子どもを家庭の問題から外すことには疑問があった。以前は、「お子さんはどう思っているのですか。」という問い合わせをすると、「えっ？」という当事者もいた。

子の意思を把握することは、家庭問題の根本に関わることであると思う。本来の家族の在り方に、司法もやっと目を向けてくれたと感じている。

調停委員としても、調停における子の意思の把握・考慮について、研修等を実施して認識を深めているところである。

- 子の意思の把握・考慮について、実際の調停当事者の反応はどのようなものか。
  - 調停の中では、両当事者が、自分たちの利益ばかりでなく、子どものことを考えてもらうよう働きかけている。必ず子どもの視点を持たなければならぬということを調停委員から説明してもらっているので、当事者の中には、裁判所に来て、はじめてそのことを意識したという人も多いようである。
  - 子どものことを中心に考えることのできる夫婦は、裁判所の調停まで行かずに、話し合いで解決できるのかなと思う。相互不信に陥っている当事者であれば離婚しかないと思うが、子との面会交流の調停の実態について教えてほしい。
  - 面会交流の調停は、うまくいく場合も、いかない場合もある。半分くらいはスムーズにいっている。うまくいかない原因が財産分与等の問題にあると思われる場合は、別途、面会交流の申立を促すこともある。また、面会交流の調停は、粘り強く調整を行っているが、不調となつて審判に移行するケースも一定程度はある。
  - 面会交流の調停の成立率は、概ね6割程度ではないかと思われる。最初は当事者同士が不信感をぶつけ合うことが多く、調停委員や家裁調査官が調整等を行っていく。調停継続中に、試行的に面会交流を行うケースもあ

る。

- 子の意思の把握については、家裁調査官の役割が大きいと思う。家裁調査官が調停に適切に関与することが求められると思う。

(2) テーマ2 「少年事件における那覇家庭裁判所での教育的措置について」

ア 裁判所側の説明

家庭裁判所が行う教育的措置の目的、内容等について説明を行った上で、那覇家庭裁判所で取り組んでいる次の教育的措置の概要について説明

(7) 犯罪被害を考えさせる講習

(イ) 看護師による保健指導（思春期、薬物、酒害、禁煙）

(ウ) 臨床心理士による酒害教育

(エ) 学生ボランティアによる学習支援活動

(オ) 対馬丸記念館における平和教育及び清掃活動

(カ) 保護者DVD

(キ) 古切手整理活動

(ク) 社会福祉施設におけるボランティア活動

イ 説明後の意見交換

- 教育的措置の効果はどのようなものか。また、どのような課題があるか。

■ 社会福祉施設におけるボランティア活動を例にとると、まず、少年は、体の不自由な方たちの生活に驚いた表情を見せる。そして、少年たちは、自分が感謝されると、自己イメージが変わり、自分を見つめ直すきっかけとなるようである。

当該社会福祉施設は、教育的措置としての活用だけでなく、家裁調査官による試験観察における補導委託先としても活用しているが、そのような取組に協力していただいている施設が那覇市近郊には少ないとから、今後、協力いただける施設を開拓することが課題である。

- 家庭裁判所が行う少年に対する教育的措置について、検察庁としてご意見はないか。
- 検察庁では、少年の再非行防止に独自で取り組んでいるようなものはないが、審判不開始決定や不処分決定となった少年に対し、家庭裁判所でどのような措置がとられたのかが分かると参考になる。

特に、保護者に対する酒害教育は有効だと思う。少年時代に非行を重ねた者が成人して暴力団に入るというケースも多い。初発非行の段階で、保護者も交えてこのような取組を行うことは効果があると思う。
- 社会奉仕活動や教育的措置といった温もりのある措置だけでよいのか。

例えば、自衛隊に入隊させて、規律面を立て直させるような措置はどうか。厳しさを経験させることも必要ではないか。
- 例えば、身柄付き補導委託という措置では、一定期間補導委託先で過ごすことになる。これには、基本的な生活習慣を身に付けさせるといった効果もあり、一定の厳しさもあると考えている。
- 補導委託先はどのように選定されるのか。  
■ 非行少年の更生に関心を有し、指導に意欲的であることが重要である。

様々な機会を通して、少年等の指導に熱心に取り組んでいる施設があるとの情報があれば、少年の居住する環境はどうか、少年に対しどういった指導がなされるのかといった点等を調査して、適切な施設である場合には、補導委託先として登録することになる。
- 沖縄県内では、補導委託先は何か所くらい登録されているのか。  
■ 身柄付きの補導委託として5か所、短期補導委託先として4か所が登録されている。
- 補導委託の効果はどうか。例えば、再犯率はどうか。  
■ 補導委託を行った場合の再犯率を数字として把握しているわけではないが、補導委託を行った少年が、同種の犯罪で再度送致されるケースは少な

いように感じており、一定の効果は上がっていると考えている。

- 沖縄では少年はグループで動くことが多いので、教育的措置を受けた少年でも、再びグループに戻ると、非行を繰り返すおそれもあると思う。
- 家庭裁判所に係属する重大な傷害事件の中には、集団で行ったものも多いが、非行グループの少年たちが全員同時に係属するとは限らず、受動的立場の家庭裁判所としては、少年の環境整備の面では限界を感じるところもある。
- 少年の非行防止について、捜査機関等ではどのような取り組みがなされているかご紹介いただけますか。
- 警察では、少年サポートセンターで少年非行等の問題についての相談に応じています。
- 教育的措置の一つである対馬丸記念館における平和教育及び清掃活動は、少年友の会の協力を得て実施されているが、少年友の会の会員の立場から、同活動の内容を紹介していただきたい。
- 対馬丸記念館の清掃活動には少年とその親に参加してもらい、一緒に清掃を行ってもらう。中学生くらいになると、普段は親子の会話はほとんどないようであるが、清掃活動中は、親子が互いに声をかけている様子などが見られる。また、親子で花壇に花を植える作業を通じて、親子の絆を感じているようにうかがえる。また、対馬丸記念館の語り部による平和教育では、戦争の悲惨な体験を伺うことができ、参加者の感想文を見ると、語り部の話が強く心に残ったというようなものがある。  
この活動は、少年に対する教育的措置として、ヒットだと思う。
- 少年の非行防止等の取り組みについて、ご意見はないですか。
- 家庭裁判所としては、少年非行の問題については、地域や学校への働きかけや連携も重要な課題であると考えているが、司法機関としての立場を踏まえた上で、どのような活動ができるか検討したい。

- 出前講座として、学校等に出向いて、会社の業務に関連する話をする取組をしている企業もあるが、裁判所では、学校や団体に対して、法律問題や少年問題について出前講座を行うようなことはできないのか。
- 出前講座等の要望があれば、一般的な対応は可能である。

#### 7 次回テーマ

- 特段の意見がないようなので、前回同様、事前に議題についてのご意見を聴取した上で、家庭裁判所の方からテーマについて提案させていただく。

#### 8 次回開催期日

- 平成26年度の開催日時は別途調整させていただく。

#### 9 閉会宣言